

○平成二十一年国土交通省告示第三百六号(エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく登録建築物調査機関等に関する省令第二十三条第二号及び第三号の規定に基づく国土交通大臣が定める時間等)

(平成二十一年三月二十三日)

(国土交通省告示第三百六号)

改正 平成二五年 一月三十一日国土交通省告示第 七七号

同 二五年 九月三〇日同 第九〇八号

同 二六年 一月一七日同 第 三九号

エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく登録建築物調査機関等に関する省令(平成二十一年国土交通省令第五号)第二十三条第二号及び第三号の規定に基づき、国土交通大臣が定める時間等を次のように定める。

第一 講習科目ごとの講習時間

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく登録建築物調査機関等に関する省令(以下「省令」という。)第二十三条第二号の講習科目(以下「科目」という。)ごとの講習時間は、次の表の上欄に掲げる科目ごとにおおむね同表の下欄に掲げる時間とする。

科目	時間
エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)に関する科目	一時間
エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成二十五年/経済産業省/国土交通省/告示第一号)及び住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針(平成二十五年国土交通省告示第九百七号)に関する科目	三時間
建築物調査の項目及び方法に関する科目	三時間

第二 講習に用いる教材の内容

省令第二十三条第三号の国土交通大臣が定める事項は、次の表の上欄に掲げる科目ごとに同表の下欄に掲げる科目とする。

科目	事項
エネルギーの使用の合理化等に関する法律に関する科目	エネルギーの使用の合理化等に関する法律の概要の解説
エネルギーの使用の合理化に関する建築主	エネルギーの使用の合理化に関する建築主等

等及び特定建築物の所有者の判断の基準及び住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針に関する科目	及び特定建築物の所有者の判断の基準及び住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針の解説
建築物調査の項目及び方法に関する科目	建築物調査の項目及び方法の解説
備考 講習に用いる教材は次に掲げるものであること。	
一 調査員に対し、建築物調査の業務に必要な知識及び技能の習得を行うために必要かつ十分な内容と認められるものであること。	
二 記載された内容が新しいものであること。	

附 則

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年一月三一日国土交通省告示第七七号)

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定については、同年十月一日から施行する。

附 則 (平成二五年九月三〇日国土交通省告示第九〇八号)

この告示は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成二六年一月一七日国土交通省告示第三九号)

この告示は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日から施行する。